

中原区役所職員によるアイデア提案実施要綱

29川中総第916号

平成29年12月1日付け局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、広く職員から中原区役所の事務及び事業等に関し、ちょっとした気づきやアイデア、簡単な創意工夫など、事務改善につながる意見の提出を求め、職員の改善への意欲及び企画力を高めるとともに、行政サービスの向上を図ることを目的とする。

(資格及び時期)

第2条 中原区役所すべての職員は、単独又は共同して、いつでも提案することができる。
2 区長が特に必要と認めたときは、特定の事項について、特に期間を定めて提案を募集することができる。

(提案の奨励)

第3条 各所属長は、当該所属職員が進んで提案できるよう、その奨励に努めなければならない。

(要件)

第4条 提案は、次の各号のいずれかによるものとする。
(1) 行政サービスの向上に寄与するもの
(2) 効率的な事務処理又は事業推進に関するもの
(3) 経費の節減、収入の増加に寄与するもの
(4) その他区長が特に必要と認めるもの

(提案の手続き)

第5条 提案をしようとする者は、提案票（第1号様式）に必要事項を記入し、参考資料があるときはこれを添えて、総務課長に提出しなければならない。
2 総務課長は、提案をした者に対して、提案受付票（第2号様式）を送付する。

(審査及び処理)

第6条 総務課長は、提案があったときは、中原区役所業務改善・庁舎レイアウト検討委員会に付すとともに、区長に報告しなければならない。ただし、第4条に規定する要件を具備しないと認める提案については、提案受付票にその理由を付して提案した者に送付しなければならない。

(権利の保全)

第7条 提案に関する全ての権利は、市に帰属する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。